

地方創生総合戦略調査特別委員会の設置について

- 1 本議会に、地方創生総合戦略調査特別委員会（以下「特別委員会」という。）を設置する。
- 2 特別委員会の委員は、9人をもって構成する。
- 3 特別委員会は、次に掲げる事件についての調査を行う。
 - (1) 岩国市総合戦略に関すること。
 - (2) その他、岩国市におけるまち・ひと・しごと創生に関するもののうち、特別委員会が必要と認めるもの
- 4 特別委員会は、議会の閉会中も調査を行うことができるものとし、調査終了まで継続して調査を行うものとする。

提 案 理 由

まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略に関する諸問題を調査するため、地方創生総合戦略調査特別委員会の設置を提案するものである。